

各部等の長  
各行政委員会の事務局長 様

経営企画部長

## 令和3年度予算編成方針（依命通達）

### 1 国の動向

本年7月に閣議決定された国の「経済財政運営と改革の基本方針2020」によると、新型コロナウイルスによる経済への影響は甚大で、日本経済は極めて厳しい状況にあるとしており、当面は、休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先としながら経済財政運営を行い、あわせて、「新たな日常」の実現に向けた動きを加速するなどとしている。

また、次世代型行政サービスの早期実現に向けて、新型コロナウイルス感染症の下で明らかとなったデジタル化の遅れに対し、新技術の単なる導入だけでなく、業務の運営及び組織の在り方等の転換に、この1年で集中的に取り組むとしている。

### 2 本市の財政状況と今後の見通し

令和元年度決算の本市財政状況については、実質単年度収支は前年度に引き続き黒字となり、経常収支比率は95.5%と昨年度より0.9ポイント改善したが、主な要因は、総合事務組合負担金の減や幼児教育・保育の無償化に伴う収支改善等、外部要因に大きく依存したものであり、依然として高水準である。

『中期財政見通し（令和2年度～令和6年度）』では、扶助費等の経常経費の伸びに加え、次期ごみ処理施設整備等の大型事業の事業費増に伴い、第8次行財政改革推進計画の行革効果を加味したとしても、令和6年度の財政調整基金の残高は25.5億円、経常収支比率は102.1%となっており、厳しい見通しである。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税や各種交付金の減収が見込まれることに加え、感染症対策やウィズコロナに対応する新たな支出も想定されることから、これまでにない厳しい財政状況となることが予想される。

### 3 予算編成方針

以上を踏まえ、令和3年度当初予算編成に当たっては、「人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道」の実現を目指し、『総合計画後期基本計画（令和元年度～令和5年度）』に沿った取組を行うことを基本としながら、新型コロナウイルス感染症など、喫緊の行政課題に対しては適切に対応していく。

また、『第8次行財政改革推進計画（令和元年度～令和5年度）』に掲げられた項目を着実に実施するとともに、経営改革会議の方針に基づいた収支改善策にも取り組み、経常収支比率95%以下を目指すこととする。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による減収等に対応するため、事業費については抜本的な見直しを行い、一層の経費削減を図ることとする。

以上を令和3年度予算編成方針とするので、下記事項に留意の上、年間予算を的確に積算し、通年予算として要求するよう通達する。

## 記

### 1 基本的事項

- ① 職員は、厳しい財政状況を認識し、危機意識を持つこと。その上で、収支改善のためどんな寄与ができるか職員一人ひとりが創意工夫を凝らし、事業の見直しに取り組むこと。
- ② 経営改革会議の方針に基づき、要求を行うこと。  
なお、予算編成過程において削減や見直し等検討することとなっているものは、要求時点で、必要な検討を行っておくこと。
- ③ 施設の修繕や大規模改修等の要求にあたっては、公共施設等総合管理計画等で、公共施設の20%以上縮減を目標としていることを踏まえること。
- ④ 四街道市財務規則第107条第1項の額を超えて随意契約を行っている契約について、契約内容等を細やかに検証し、競争入札へ移行できるよう見直しをすること。
- ⑤ 市の財政運営に多大な影響を与える大型の普通建設事業については、大幅な事業計画・事業費の変更が生じることがないように、全体事業計画の策定に際し、明確な根拠の元、事業のスケジュール・積算内容を十分に精査し、全体事業費を算出すること。
- ⑥ 公債費の増加による経常収支比率の悪化を防ぐため、起債を財源とする普通建設事業はできる限り抑制すること。  
また、普通建設事業を予算化する際は、交付税措置のある起債の活用が可能か検討することとし、「公共施設等適正管理推進事業債」のように、計画策定が起債の条件となるものについては、必要な手続きを確認し、計画の策定等に早急に取り組むこと。

### 2 歳入に関する事項

- ① 市税については、現年課税分の確実な徴収を基本とし、課税客体的確な捕捉に努めるとともに、収納率向上対策を推進し、収入を確保すること。  
また、保護者や利用者に係る負担金、使用料及び学校給食費等についても同様とする。
- ② 使用料及び手数料については、利用者等の傾向等を把握し、的確に積算するとともに、減免についての取扱いは厳格に行うこと。
- ③ 国庫支出金・県支出金については、新型コロナウイルス感染症対策も含め国・県の予算編成の動向を注視し、市町村向け補助金などの特定財源の確保に努めるほか、市内各種団体に対する国・県等の補助制度の活用についても検討すること。
- ④ 市有財産のうち、具体的な利用計画がない土地等については、売却、貸付など有効活用に努め、収入の確保と維持管理費の削減を図ること。

### 3 歳出に関する事項

- ① 無駄を省き、効率的な行政運営を徹底するという観点から見直しを行うこと。特に時代の経過や周辺環境の変化から必要性が薄れた事業や施策効果の割に他団体に比べ相対的に水準が高い事業などは、積極的に見直しを行うこと。
- ② 新規事業や既存事業の拡充については、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、既存事業等の廃止・縮小等により財源を捻出すること。さらに、市民ニーズに基づくものか、市が実施すべきものかどうか、目的や達成目標が明確になっているか等についても十分な検討を行うこと。
- ③ 会計年度任用職員については、期末手当が満額支給されるため、職員手当は増となるこ

とから、会計年度任用職員を要する事務・事業について、十分内容を精査し、事業の見直しを検討した上で要求すること。

- ④ 扶助費等については、受給件数や給付水準などあらゆる観点から再検討を行い、対象者や扶助額について精査し、予算の肥大化を招くことのないよう給付の厳格化に努めること。特に市の単独事業については、制度の必要性、費用対効果等を必ず整理し、必要に応じ制度改正に積極的に取り組むこと。

また、国・県の補助対象となる事業において補助割れしている事業については、他市町村と連携して国・県に対し要望に努めること。

- ⑤ 物件費については、経常経費削減の取組の観点から、既存事業の徹底した見直しを行い縮減を図ること。

調査、計画作成等の業務委託については、高度な技術的・専門的業務又は委託することによる時間外勤務手当の削減が見込める事業など、明らかに業務全体の経費節減につながるものに限る。

- ⑥ 扶助費等については、経営改革会議の方針結果を踏まえた見直しを行うとともに、その目的、事業効果を再検討し、要求額の抑制に努めること。

なお、新たに補助制度を創設する場合は「補助金等交付に関する基準」を踏まえ、公益性、事業効果等を検証して要求すること。

- ⑦ 普通建設事業については、国等の補助金を活用することを基本として、過大な積算とせず、必要最小限の経費で効果が認められる積算とすること。

なお、その補助金が認められなかった場合は、原則、事業を廃止・縮小すること。

#### 4 その他の事項

特別会計においても以上の方針と同一の基準に立って予算編成を行うものとする。

なお、特別会計の原則に則り、一般会計との負担区分を明確化し、安易に財源不足を一般会計からの繰入金に依存することのないよう留意すること。